

佐久市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

1名

2 担当区域

担当区域	地区名	その地区の区域
野沢地区	野沢	野沢・原・鍛冶屋・高柳・取出町・本新町・跡部・三塚
	桜井	桜井
	岸野	伴野・根岸・東立科
	前山・大沢	小宮山・前山・大沢

※ 担当区域：取出町・本新町

3 任期

農業委員会が委嘱した日から令和8年5月19日まで

4 身分

佐久市の特別職の非常勤職員

(職を退いた後も含め、守秘義務が伴います)

5 職務内容

担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進に伴う現地での調査、指導等

6 報酬

委員 月額 39,900円(その他旅費は市条例の規定に基づき支給)

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

原則として市内に住所を有する者で、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれにも該当しない者。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 佐久市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者又は、同条第2号に規定する暴力団員
- (4) 法令により兼職が禁止されている者
- (5) その他公務の遂行上適当と認められない者

8 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要な事項を記入の上、郵送または持参により、佐久市役所農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類の返却はしませんので、ご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

地区又は個人が推薦する場合の推薦調書	様式第1号(その1)
法人又は団体が推薦する場合の推薦調書	様式第1号(その2)
応募する場合	様式第2号

(2) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、佐久市のホームページからもダウンロードできます。

佐久市農業委員会事務局	〒385-8501 佐久市中込3056番地 電話 0267-62-3518
佐久市臼田支所経済建設環境係	〒384-0301 佐久市臼田89番地3 電話 0267-82-3111
佐久市浅科支所経済建設環境係	〒384-2104 佐久市甲1359番地3 電話 0267-58-2001
佐久市望月支所経済建設環境係	〒384-2202 佐久市望月263番地 電話 0267-53-3111

9 推薦及び応募の期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月30日（火）まで【必着】

※持参される場合は、市役所開庁日（休日窓口を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

10 選定方法

提出された書類をもとに選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります）

結果については、推薦を受ける者及び応募者並びに推薦をする者に文書でお知らせするとともに、佐久市のホームページ等により公表します。

11 推薦及び、応募に係る書類の提出先及び問合せ先

推薦及び応募様式は、農業委員会事務局（本庁）、各支所経済建設環境係で受け取ることができますが、書類の提出及び問合せについては、農業委員会事務局（本庁）のみになります。

〒385 - 8501

佐久市中込3056番地

佐久市農業委員会事務局

電話 0267 - 62 - 3518（直通）

12 その他

受付期間の中間及び期間終了後に、佐久市のホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をした者の氏名、職業、年齢、及び性別（推薦をした者が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項）
- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、担当区域、経歴及び農業経営の状況

- (3) 推薦又は応募の理由
- (4) 推薦を受けた者又は応募した者が、法第9条第1項の規定により、
農業委員会の委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別
- (5) 担当区域ごとの推薦を受けた者の数
- (6) 担当区域ごとの応募した者の数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める事項